

令和6年12月5日（木）

開 会（午前9時30分）

松本議長

市長提出議案に対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 議案質疑通告者の報告**

※ 別紙のとおり11名から通告があった。

**(2) 質疑順位の決定（抽選）**

※ 別紙のとおり決定した。

**(3) その他**

大石委員長

明日6日（金）は、請願第3号「国に『消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書』提出を求める請願書」の審査のため、四常任委員会並行審査の開催に先立ち、午前9時から議会運営委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

散 会（午前9時34分）

松本議長

令和6年12月13日（金）

開 会（午前10時35分）

議案第108号から議案第122号まで及び請願第2号に対する討論と採決方法について、また議員提出議案の第1回目の協議等をお願いします。

また、議員定数についても、併せて協議のほどよろしくをお願いします。

なお、正副議長で市長に面会し、2月定例会の招集日について伺ったところ、招集予定日は2月18日となりましたので、併せてご報告します。

### 【議 事】

#### (1) 討論通告者の報告

※ 議案第109号、議案第115号及び議案第119号に対し中井議員が、また、議案第119号に対し長岡議員、末吉議員が反対の立場から、議案第119号に対し佐野議員が賛成の立場から討論との通告があった。

#### (2) 討論順位の決定

※ 長岡議員、末吉議員、中井議員、佐野議員の順に決定した。

#### (3) 採決方法の確認

大石委員長

採決方法は、委員会で多数で決した議案及び請願第2号については起立採決、その他のものについては簡易採決としてよろしいですか。

（委員了承）

#### (4) 議員提出議案の協議

（※意見書（案）について、提出会派からの補足説明なし）

※協議の結果、別紙の議員提出議案（案） 1、5、8については、2回  
目の協議を行わないこととなった。

(5) 議会運営に関する事項について

① 「決算審査の時期」について

大石委員長

次に、議長に差し戻してありました「決算審査の時期」について、議長  
よりご報告をいただきたいと思えます。

松本議長

先月11月25日に開催された議会運営委員会において、委員長より私  
に差し戻しがあり、議長の裁定に委ねられておりました決算審査の時期に  
ついて、ご報告いたします。

本市議会においては、定例日を定めることによる定期的かつ予見可能性  
のある形で会議を開催するため、地方自治法第102条の2の規定により  
議会運営を通年会期制とすることとしました。

これまでの2年間、通年会期制に向けて試行的に、9月定例会閉会后、  
中1日空けて行っていましたが、運営的に問題はあったとは、当時の決算  
特別委員会委員長の報告からもされていないこと、また、令和4年12月  
に実施した市民向けパブリックコメントにおいて、市民へ示した資料にお  
いても「決算審査の日程について、9月の定例会議の『直後』に集中的に  
審議し…」としていること、さらに日程が予見できることで執行部の事務  
の負担軽減にもつながること、先の議会運営委員会においても、7会派中  
5会派が1日空けることに賛成されていること、以上のことから、私とし  
ては令和7年度からの決算特別委員会審査の日程については、既にご協議

いただきました「通年会期制に係る申し合わせ事項（正副委員長案）」のとおり、9月定例会議閉会后、中1日空けて実施することとし、この日程をもって執行部とスケジュールの調整を進めますので、よろしくお願いたします。

矢作委員 今、議長からの報告で了解したが、やっていく中で必要性があったり、見直してほしいという意見があった場合は、また検討していただけるという事でよろしいかということを確認しておきたい。

長岡委員 取りあえずやってみて、改善してもらいたいときには日程等の調整をお願いしたい。

谷口委員 色々議論した中での議長の裁定なので、それに従うのが本筋だと思っている。

矢作委員 そこについては了解している。

大石委員長 また、市長選挙等が絡んできた際には状況が変わりますので、そのときには議論が必要かと思えます。

## ② 条例等の改正について

大石委員長 11月21日の議会運営委員会において、地方自治法の改正等に伴う会議規則や条例等の改正について事務局から説明があり、意見がある場合は事務局にデータを送付していただくようお伝えしましたところ、特に意見はなかった旨の報告を受けておりますので、改正の内容については、提案のとおりでよろしいですか。（委員了承）

条例改正に伴うパブリックコメント手続の実施についてですが、「資料

3.所沢市議会会議規則」、「4.所沢市議会委員会条例」については、前回の条例改正時に行っております。また、「6.市長の専決処分事項の指定について」については、通年会期制導入に係るパブリックコメントの中に掲載されておりました。

なお、11月21日開催の議会運営委員会で確認された「議会運営に関する申し合わせ事項」、(8)一般質問、⑦において、質問方式の一括方式の削除に伴い、「所沢市議会基本条例」第12条に「一括方式」の記載があるため、その部分について改正が必要となることから、こちらの条例を含め、これら4件については、パブリックコメント手続を実施することによろしいでしょうか。(委員了承)

なお、今後、パブリックコメント手続を進めるにあたっての事務的確認は、正副委員長に一任いただけるということによろしいでしょうか。

(委員了承)

### ③ 議員定数の協議について

大石委員長

議長より、議員定数に関して諮問が提案されましたので、議題とします。

平成27年5月より、「所沢市議会議員定数条例」において、附則で「経過措置」として、当分の間、本則の規定にかかわらず33人とする、としておりますが、このことについて17日開催予定の議会運営委員会で各会派から意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、議員定数については、18期、19期の議会運営委員会でも協議されておりますので、その協議の内容も踏まえて、ご意見をいただきます

ようお願いします。

(6) その他

大石委員長

次回は、12月17日（火）本会議散会後に開催（議員提出議案の第2回目の協議）となります。

散 会（午前10時51分）

令和6年12月17日（火）

開 会（午後5時0分）

亀山副委員長

本日、委員長が所用により欠席したい旨、届出がありましたので、副委員長の私が、委員長の職務を務めさせていただきます。

松本議長

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、市長提出追加議案2件を提出したい旨の報告がありました。また、議員提出議案の2回目の協議等をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 市長提出追加議案の報告**

※ 中村副市長が追加提出する議案第123号及び諮問第3号の概要を説明

**(2) 12月20日の議事の進行（案）について**

※ 瀧澤議会事務局参事が説明

**(3) 市長提出追加議案について**

亀山副委員長

追加議案に係る議案の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することでよろしいですか。

(委員了承)

議案第123号及び諮問第3号については、本来は委員会付託とするところですが、付託を省略し審議することでよろしいですか。

(委員了承)

**(4) 議員提出議案の協議**

※協議の結果、別紙の議員提出議案（案）1から8までについて、提出しないこととなった。

#### (5) 議会運営に関する事項について

##### ・議員定数について

亀山副委員長

前回の議会運営委員会で、本日、各会派から意見をいただきますようお願いしてありましたので、よろしくお願いたします。

中井委員

日本共産党としては、本則のとおり、37人に戻してほしいという意見がある。

粕谷委員

本則では37人となっているが、現状の社会情勢を見る中で、なかなか戻すことは難しいのではないかと。また、逆に条例改正も必要なのではないかとという意見も出ている。

長谷川委員

うちの会派としても、このご時世的に定数を戻すのは難しいということと、本則を33人に変えていくことを議論していったほうがいいのかという意見である。

川辺委員

うちの会派としても、仮に37人に戻すならば、しっかりと市民に説明責任を果たさなければならないし、条例改正ということであれば審議会等で慎重に議論を進めなければならないと思う。

長岡委員

本則は37人なので、33人にするのであれば、条例改正をしたほうがよいと思う。

入沢委員

他会派と同様に、33人に改正するのがいいと思うが、審議会を含め丁寧に行っていくべきである。



谷口委員

うちの会派としては、当初の所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会から答申が出ている中で、減らす理由としては所沢市の行財政改革に対して、議会としても強い姿勢を示すという理由が挙げられている。引き続き議会として、行財政改革をしっかりとやるという姿勢を示す意味でも現状の33人ということで、37人に戻すのは現状難しいであろうという意見である。

中井委員

この審議会の中で、議会の機能を致命的に損なわない範囲でということならば33人という意見があったかと思う。今33人だが、もし不測の事態が起こって32人になってしまったりすると、それこそ議会の機能を致命的に損なうことになる。そう考えると、このぎりぎりの33人というのはどうなのだろうと思う。

亀山副委員長

少数会派の立憲リベラルの会から意見を預かっているので、読ませていただきます。

立憲リベラルの会として、議員定数を37人に戻すべきである。理由としては、36人から32人にしたときに「当分の間」として33人にしました。

①本則は1委員会9人かける4常任委員会プラス議長ということで37人となった。人口30万人を越す自治体では市民の意見が多様化するので、1常任委員会の定数は9人が望ましいと当時の審議会の委員から意見が出された。

②委員会の定数は、奇数がよいと当時の審議会でも言われている。理由は同数の時の委員長の裁量があり、実際、委員会ではないが、沖縄県与那国町議会では、議員定数が10人のために自衛隊基地の賛否をめぐり、99回目

でやっとな議長選が決まったということがあった。これは賛成派5人、反対派5人のために議長になると賛否に加われないので、議長が選ばれるとすぐに議長を辞職するからと報道されている。そのようなことから37人に戻し、1 常任委員会の定数を9人にするべきと考える。

③「当分の間」で、10年以上の歳月を経たことはよい状態とは言えない。

④もし、33人を視野に議論するなら、次期以降の市議会議員選挙に出馬を検討している人もいると思われるし、33人の定数自体に議員のお手盛りと言われたいよう議会運営委員会として政策研究審議会に諮問すべきである。

立憲リベラルの会からの意見は、以上となります。

今日は各会派からの意見をいただきましたので、今後の協議につきましては、次回以降に行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### (6) 閉会中の継続審査申出の件について

※ 別紙のとおり申し出ることに決定した。

#### 【その他】

#### 視察について

亀山副委員長

ICT推進についてですが、スマートディスカッション（ペーパーレス会議システム）を導入され、完全ペーパーレスで運用している県内の市議会へ閉会中、視察に伺いたいと思っておりますが、日程等調整がございますので、視察先等については、正副委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。（委員了承）

## 閉会中の委員会の開催について

亀山副委員長

閉会中審査のため、令和7年1月中に議会運営委員会を開催したいと思いますが、日程調整等がございますので、正副委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。（委員了承）

川辺委員

昨日の一般質問の中で、24番議員の項目2、要旨②レスパイトケア事業についての質問と、8番議員の項目5、要旨①事業所への支援についての質問が、明らかに重複していたと感じた。議員活動のしおりの「同一会期のなかで、既に他の質問者が行った質問に対する答弁の内容に重複した質問は行わないよう努めなければならない」に反するような状況があったのではないと思われるので、確認をしたい。

谷口委員

うちの会派でも、同じ内容の質問ではないのかとの議論があったので、同じ見解を持っている。

川辺委員

ご本人に、一般質問調査日の中で、そのようなことが把握できなかったのかどうか確認したい。

中井委員

ヒアリング時に、同じような質問はでているが、方向性が違う質問なのでという話はいただいていた。私自身、質問内容は丸かぶりではないと思っていたので、大丈夫であると判断した。

川辺委員

その時の部長の答弁において、「24番議員にも答弁しましたが」という趣旨の文言が何度もあり、議員の発言権にも関わるのであまり言いたくはないが、昨年12月定例会においても、請願とかぶる質問をされて、本来私が所管の委員長として動議をかけなければいけないところ、末吉議員にかけ

させてしまったという苦い思い出があり、今回、私は重複していると感じているので、今後気を付けていただきたい。

中井委員 承知した。私の認識が甘かったと思うので、今後はしっかり考えたいと思う。

粕谷委員 過去からみても、こういった問題は出ており、その都度、議会運営委員会の中で気を付けるようにという話になるが、これについては、言いづらいかもしれないが執行部側からももう少しきちんと伝えてもらうようにするとかしたほうがよいのではないか。

川辺委員 共産党に一点お聞きするが、会派としてそのようなチェックやアドバイスはしているのか確認したい。

矢作委員 質問の確認はしており、ヒアリングの段階でこのような話があったことも聞いていた。重複しているという意見だが、質問の内容は少し違っていたという認識であった。

亀山副委員長 それぞれ意見がでましたが、これまでも一般質問については協議途中でありますので、本日はここまでとしたいと思います。

散 会 (午後5時20分)

令和6年12月20日（金）①

開 会（午後1時10分）

亀山副委員長

本日、委員長が所用により欠席したい旨、届出がありましたので、副委員長の私が、委員長の職務を務めさせていただきます。

松本議長

議案第123号及び諮問第3号に対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 議案質疑通告者の報告**

※ 別紙のとおり1名から通告があった。

**(2) 質疑順位の決定**

※ 別紙のとおり決定した。

**(3) 討論・採決方法の確認**

亀山副委員長

討論の有無、採決については、この場で確認することができますか。

(委員了承)

討論がないようですので、議案第123号及び諮問第3号の採決方法は、簡易採決でよろしいですか。

(委員了承)

**(4) その他**

**閉会中の日程**

・令和7年1月20日（月） 午前10時00分

散 会 (午後1時13分)

令和6年12月20日（金）②

開 会（午後1時50分）

松本議長

先ほどの本会議中の動議により、休憩中に、青木利幸議員外6名から議員提出議案が提出されましたので、この後の日程についてご協議をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 議員提出議案第4号について**

粕谷委員

先ほど青木議員から動議が提出された理由について説明します。  
委員の皆さまに配付されております決議（案）の朗読をもって説明とさせていただきます。

佐野允彦議員は、当時総務経済常任委員長の職務を預かる立場でありながら、その長として委員会を代表して出席すべき公務を本人の趣味を優先させ欠席したばかりではなく、SNSにその様子を投稿し、出欠に関し副委員長に相談することもなく独断で欠席し、市民に対し委員会の信頼を傷つけたことは甚だ遺憾である。

これは、我々、所沢市議会議員が遵守しなければならない所沢市議会基本条例第4条第3項に定める「議会活動を最優先するよう努めること」に反する。

また、本定例会に上程された議案第119号「所沢市国民健康保険税条例の一部改正について」についての賛成討論では、国民健康保険は最後のセーフティネットであり、構造的にその被保険者は何らかの理由で働けな

い方など低所得層が多いという特徴がある。その中で「自身の困窮を増税や逆進性のせいにするのは、まさに甘えの極致」「貧窮の境遇から救いを求めて差し出された、か弱き者の手を優しく握り返してやるとでも思っているのか」「冗談じゃない、反論も抵抗もできない社会的・経済的弱者に対し、甘やかすことなく冷徹に無慈悲に容赦なく徹底的に収奪することこそが税込確保の最善の手」である旨の討論を行った。

これは、自身の政治的信条は尊重されるべきであっても、このような激しい言葉で社会的弱者を叩き、貶めるような発言は看過できない。これは、地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議や委員会において、議員は無礼な言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論をしたりすることはできない」と規定され、また所沢市議会基本条例第4条第2項「議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと」に著しく反し、議会の信頼を傷つける発言である。また、会派を代表して討論を行っている以上、本来ならば、この討論を認めた当該会派の責任も指摘せざるを得ない。

さらに、佐野允彦議員は、定例会の一般質問や委員会において不穏当発言を繰り返し、その都度本会議が止まる事態が頻発している。議長からも再三注意をされているにも関わらず、自らの主義主張を繰り返す行為はもはや議事妨害に値し、執行部の残業にもつながっていることが懸念される。

以上のことから佐野允彦議員の所沢市議会議員として、所沢市議会全体



の名誉を傷つける行為に対し猛省を求めるものである。

以上、決議する。

**(3) 今後の議事についての確認**

亀山副委員長

議員提出議案第4号の日程追加の可否については、簡易採決でよろしいですか。

(委員了承)

議員提出議案第4号については、本来、委員会付託とするところですが、付託を省略し、審議することによろしいですか。

(委員了承)

本会議再開後、直ちに議員提出議案第4号を議題とし、提案理由の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位決定のため議会運営委員会を開催することによろしいですか。

(委員了承)

散 会 (午後1時55分)

令和6年12月20日（金）③

開 会（午後2時35分）

松本議長

議員提出議案第4号に対する質疑順位の決定をお願いします。

**【議 事】**

**(1) 議案質疑通告者の報告**

※ 質疑通告者はいなかった。

**(2) 討論・採決方法の確認**

亀山副委員長

討論の有無、採決については、この場で確認することができますか。

(委員了承)

討論がないようですが、自由民主党・維新・参政・無所属の会から起立採決の申し入れがありましたので、議員提出議案第4号の採決方法は、起立採決でよろしいですか。

(委員了承)

散 会（午後2時37分）